

婦人相談所の業務は、福祉行政分野の活動であることから、一次～二次予防の流れをふまえた公衆衛生的な視点で業務が体系化されているわけではない。しかし、研究事業のヒアリング等において、多くの実務者が、暴力・虐待の連鎖への懸念（一次予防）や、一時保護後の生活課題への気がかりや継続的ケアの必要性（三次予防）に言及していることを鑑みれば、公衆衛生的観点を考慮した婦人相談所の機能評価の項目の策定には、一定の有効性・妥当性があると思われる。

なお、DV被害経験者・母子関係への事後フォローや、10代へのサービス提供に関するプログラムは、国際的にもエビデンスに基づく評価の積み重ねが要請されており、日本でも、それらへの取り組みと評価・検証を発展させる必要がある。

<文献>

Robinson AL (2006) Reducing repeat victimization among high risk victims of domestic violence: the benefits of a coordinated community response in Cardiff, Wales. *Violence Against Women* 21:761-788.

Garcia-Moreno, Claudia & Charlotte Watts (2011) Violence against women: an urgent public health priority. *Bulletin of the World Health Organization* 2011; 89: 2-2.
<http://www.who.int/bulletin/volumes/89/1/10-085217/en/index.html#> (accessed 31 Jan 2014)

WHO (2009) Reducing violence through victim identification, care and support programmes. Geneva: World Health Organization. <http://www.who.int/iris/handle/10665/44176> (accessed 31 Jan 2014)

WHO (2010) Preventing intimate partner and sexual violence against women: Taking action and generating evidence. Geneva: World Health Organization.
http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241564007_eng.pdf (accessed 31 Jan 2014)

WHO Mental Health Gap Action Programm (mhGAP) intervention guide, 2010 (2010) mhGAP intervention guide for mental, neurological and substance use disorders in non-specialized health setting. Geneva: World Health Organization.
http://whqlibdoc.who.int/publications/2010/9789241548069_eng.pdf (accessed 31 Jan 2014)

WHO (2013a) Global and regional estimates of violence against women: prevalence and health effects of intimate partner violence and non-partner sexual violence. Geneva: World Health Organization. <http://www.who.int/iris/handle/10665/85239> (accessed 31 Jan 2014)

WHO (2013b) Responding to intimate partner violence and sexual violence against women: WHO clinical and policy guideline. Geneva: World Health Organization.
http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/85240/1/9789241548595_eng.pdf (accessed 31 Jan 2014)

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」

分担研究報告書

第2章 婦人相談所の一時保護を利用したケースの保護支援の特徴[全国調査結果]

研究分担者 阪東美智子（所属 国立保健医療科学院 生活環境研究部）

研究代表者 森川美絵（所属 国立保健医療科学院 医療・福祉サービス研究部）

研究要旨

昨年度に引き続き、婦人相談所が対応する一時保護ケースの全国データの分析を行った。調査方法は、婦人相談所長全国連絡会議および厚生労働省の協力を得て、全国の婦人相談所を対象に、一時保護ケースの概要に関する自記式質問紙調査を実施した。

本稿では、昨年度の分析をさらに深めた 1) ケースの属性による保護支援の特徴、に加えて、2) 一時保護の理由の違いによる保護支援の特徴と、3) 警察経由による一時保護ケースの保護支援の特徴、を明らかにした。

ケースの属性の違いによる保護支援では、とくに未成年・妊婦・単身者が、課題が複雑で対応が困難である。精神面での健康上の課題や過去に社会福祉施設・制度の利用歴があるものの割合が高い。保護前も退所後も支援者が少ない。また、同伴児ありの場合は、同伴児に対する対応が十分でない。

一時保護の理由の違いによる保護支援では、DV以外の理由によるケースで、未成年や高齢者が多く、保護前の支援者も少ない。保護期間が短い人が多く、退所時点でも支援者の種類や数が少ない。

警察経由のケースに対する保護支援では、1～2日間の短期間の保護が多く、弁護士への相談や離婚の法的手続きの開始も少ない。

以上から、それぞれの特性に応じた保護支援の再構築が求められる。たとえば、未成年・妊婦・単身者については、保健福祉や児童福祉・生活保護など、女性福祉以外の施設・制度と連携した取組みが必要である。また、DV以外の理由によるケースを含め、これらの対象者は保護前も退所後も支援者が少ないことから、とくに退所後の支援者の確保についての検討が必要である。警察経由のケースでは、一時保護に対する対象女性の意思・意向の確認を十分にとることが必要である。

A. 研究目的

婦人相談所の職員が対応した一時保護ケースの状態像や生活課題に関する全国データを用いて、1) ケースの属性の違いによる保護支援の特徴、2) 一時保護の理由の違いによる保護支援の特徴、3) 警察経由による一時保護ケースの保護支援の特徴、を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

婦人相談所長全国連絡会議および厚生労働省の協力を得て、全国 49 ヶ所（47 都道府県のうち 46 自治体は 1 ヶ所、1 自治体は 3 ヶ所設置）の婦人相談所を対象に、2012 年に一

時保護したケースのうち一時保護所を退所した直近のケース 20 件について、各ケースの概要に関する自記式質問紙調査を依頼し、そこから作成したデータセットを用いて SPSS により分析を行った。

(倫理面への配慮)

調査は国立保健医療科学院倫理委員会の承認を受けて実施した (NIPH-IBRA #11019)。質問紙では、質問項目においてケースの氏名等個人が特定できる情報は含まないようにするとともに、調査依頼文書には、調査データの処理や結果の公表にあたり回答内容の匿名性は守られることや、協力者に不利が生じないことを明記した。

C. 研究結果

42 都道府県 44 ヶ所の婦人相談所から合計 848 件の一時保護退所ケースの概要を収集した。調査票および単純集計結果のサマリーと集計表は昨年度の報告書を参照されたい。

本稿では、1) ケースの属性の違いによる保護支援の特徴、2) 一時保護の理由の違いによる保護支援の特徴、3) 警察経由による一時保護ケースの保護支援の特徴、について分析結果を示す。

1) ケースの属性の違いによる保護支援の特徴

ケースの基本的な属性として、外国籍、未成年、妊婦、同伴児あり、単身者の 5 つのタイプに着目し、それぞれのタイプに対する保護支援の特徴を分析した。

(1) 外国籍

① ケースの概要

国籍の記載のなかった回答を除くと、外国籍は 6.8%であった。

年齢は、20~40 代で 9 割を占める。日本国籍女性と比べて、30 代の割合が有意に高く (外国籍が 46.4%であるのに対し、日本国籍は 27.3%)、60 歳以上の割合が有意に低かった (外国籍が 0%であるのに対し、日本国籍は 27.3%)。

婚姻歴や同伴児の有無については、外国籍女性と日本国籍女性の間には有意な差は見られなかった。

健康状態については、日本国籍の場合、「精神科通院・受診歴」のあるものが 18.7%を占めるのに対し、外国籍は 1 人 (1.8%) であり、「服薬中」は日本国籍が 20.1%に対し、外国籍は 2 人 (3.6%) で、外国籍の場合は健康上の課題、とくに精神面での健康課題を持つ割合が有意に低くなっていた。

学歴は、四大卒以上が日本国籍の場合 3.4%であるのに対し、外国籍は 20.0%と高学歴者の割合が高かった。

一時保護直前の住所は、96.2%が都道府県内であった。

② 保護の理由と保護の場所・期間

一時保護の理由は、外国籍も日本国籍と同様に「DV」の割合が高くなっていた。一方で、「DV以外の暴力」は皆無である点が日本国籍の場合と大きく異なっていた (表 1)。

一時保護の場所は、外国籍の場合は 23.2%が委託先であり、日本国籍が 12.4%であることと比べると、有意にその割合が高くなっていた。委託先は、「母子生活支援施設」が多く、次いで「民間シェルター」であり、日本国籍の場合と同様であった。

一時保護の期間は 18.28±16.62 日で、日本国籍が 14.58±13.08 日であるのと比べると平均値は数日長いが統計的には有意な差は見られなかった。

表 1 ケースの国籍と一時保護の理由

	外国籍	日本国籍	合計
DV	46 (82.1%)	546 (72.5%)	592 (73.2%)
DV 以外の暴力	0 (0.0%)	78 (10.4%)	78 (9.6%)
住居問題・帰住先なし	5 (8.9%)	94 (12.5%)	99 (12.2%)
その他	5 (8.9%)	35 (4.6%)	40 (4.9%)
合計	56 (100.0%)	753 (100.0%)	809 (100.0%)

③ 保護前の生活課題

23.2%は、過去に社会福祉施設に入所したり生活保護を利用したりした経験があったが、日本国籍と比べて有意な差は見られなかった。

91.1%は、保護前に暴力虐待被害の経験を持っていた。暴力虐待被害の内容や時期について、国籍の違いによる有意な差は見られなかった。

保護前の生活課題は、日本国籍の場合と同様に、夫との関係において夫からの暴力が最も高い割合を示した。日本国籍と比べて有意差が見られた課題は、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_精神的問題」「反社会勢力関係_人身取引被害」の 5 項目であり、前 4 者は日本国籍の場合と比べて少なく、逆に最後の項目は有意に多かった。本調査では保護前の生活課題として 44 項目を提示したが、外国籍では平均して 1 人あたり 2.61±1.61 の課題が把握されており、日本国籍が平均して 1 人あたり 3.21±2.16 であるのに比べて有意に少なかった。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「友人知人」33.9%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」32.1%、「親族」28.6%、「支援者なし」23.2%が多くなっていた。有意差が見られた支援者は、「親族」「友人知人」「警察関係」「民間支援団体・民間シェルター」「支援者なし」の 5 項目であり、「親族」「警察関係」は日本国籍よりも有意に低く、「友人知人」「民間支援団体・民間シェルター」「支援者なし」は有意に多くなっていた。本調査では保護前の生活における支援者として 21 項目を提示したが、外国籍では平均して 1 人あたり 1.80±1.61、日本国籍では平均して 1 人あたり 2.04±1.57 の支援者が把握されており、有意な差は見られなかった。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が外国籍 44.6%・日本国籍 46.7%と多いが、外国籍の場合は「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」が 33.9%

で、日本国籍の 20.8%よりも有意に高い割合を示した。

⑤ 保護中の対応

「心理判定の実施」「知能検査の実施」「嘱託精神科医師への相談・診察」などの心理的対応は、それぞれ日本国籍と比べて有意に低くなっていた。

「警察への被害届」「弁護士への相談」「離婚の法的手続の開始」「保護命令申立て」などの法的対応は、国籍の違いによる差異は見られなかった。

⑥ 退所先

都道府県外への退所が 42.9%であり、日本国籍と比べて有意に高くなっていた。

退所先の種別では、「母子生活支援施設」20.8%、「その他」17.0%が、日本国籍の場合と比べて有意に高く、逆に、「実家等への帰郷」9.4%、「婦人保護施設」0%が有意に低くなっていた。「帰宅（加害者あり）18.9%や「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」13.2%も多いが、国籍による差異は見られなかった。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

退所時点での支援者は、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」50.0%、「警察関係」44.6%、「親族」33.9%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」28.6%、「入所先施設」25.0%、「教育関係」19.6%が多くなっていた。国籍による有意差が見られたのは、「親族」「教育関係」「入所先施設」の3項目で、「親族」は日本国籍の場合と比べて有意に低かったが、「教育関係」「入所先施設」は有意に高くなっていた。支援者の数は、外国籍では平均して1人あたり 3.16 ± 2.18 、日本国籍では平均して1人あたり 2.92 ± 1.82 の支援者が把握されており、有意な差は見られなかった。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは 40.8%であり、日本国籍の場合と有意差はなかった。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「警察関係」44.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」42.9%が多くなっていた。国籍による有意差はどの項目にも見られなかった。外国籍では平均して1人あたり 1.77 ± 1.24 、日本国籍では平均して1人あたり 1.86 ± 1.28 の機関・者に引き継がれており、有意な差は見られなかった。

(2) 未成年

① ケースの概要

年齢の記載のなかった回答を除くと、未成年は 4.3%であった。うち、18歳未満が 34.3%であった。外国籍は1人であった。

婚姻歴は、内縁関係を含めて配偶者がいないものが 76.5%であり、成人が 23.7%であるのに比べて有意に高くなっていた。同伴児を連れてきたものは4人(12.5%)で、成人の 50.8%と比べると極端に少なかった。

健康状態については、「服薬中」は成人の 19.5%に対し 5.7%と有意に低くなっていた。「精神科通院・受診歴」は 8.6%で、成人の 18.1%と比べると少ないが統計的には有意な差とは言えなかった。一方、「妊娠中」は 21.9%で、成人の 3.8%と比べて有意に高くなっていた。

学歴は、「中卒」が52.9%であり、成人の29.2%と比べて有意に高くなっていた。「高卒」17.6%、「その他」29.4%で、その他の中には高校在学中や高校中退などが含まれている可能性がある。

一時保護直前の住所は、88.2%が都道府県内であった。

② 保護の理由と保護の場所・期間

一時保護の理由は、成人とは全く異なり、「DV」以外の理由、すなわち「住居問題・帰住先なし」34.3%、「DV以外の暴力」20.0%、「その他」20.0%が、それぞれ有意に高くなっていた。（表2）。

一時保護の場所は、委託が1人（2.9%）であり、成人の13.3%と比べて有意に低くなっていた。

一時保護の期間は16.80±15.06日で、成人が14.75±13.26日であるのと比べると平均値は数日長いが統計的には有意な差は見られなかった。

表2 年齢（未成年と成人）と一時保護の理由

	未成年	成人	合計
DV	9 (25.7%)	586 (75.6%)	595 (73.5%)
DV以外の暴力	7 (20.0%)	71 (9.2%)	78 (9.6%)
住居問題・帰住先なし	12 (34.3%)	86 (11.1%)	98 (12.1%)
その他	7 (20.0%)	32 (4.1%)	39 (4.8%)
合計	35 (100.0%)	775 (100.0%)	810 (100.0%)

③ 保護前の生活課題

62.9%が過去に社会福祉施設に入所あるいは生活保護を利用した経験があり、成人ではその割合が29.6%であることに比べると、有意に高くなっていた。とくに、「児童相談所一時保護の入所」48.6%や「児童福祉施設の入所」34.3%など児童福祉施設の利用歴の割合が成人と比べて非常に高く、逆に「婦人保護施設・一時保護入所」2.9%は成人よりも有意に低かった。

また76.3%が保護前に暴力虐待被害の経験を持っていたが、成人の88.5%と比べると有意に低かった。とくに1年以内の身体的暴力と1年以内の精神的暴力は、成人よりも有意に低くなっていた。

保護前の生活課題は、「親族との関係_親からの暴力虐待」51.4%、「住宅_帰住先なし」42.9%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」40.0%、「夫との関係_夫からの暴力」31.4%、「経済関係_生活困窮」28.6%が多かった。成人との間で有意差が見られた課題は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「保健医療関係_妊娠・出産」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の8項目であった。夫との関係に関する前3者は未成年の場合は低いですが、親族との関係に関する2者および帰住先に関する問題は逆に有意に高い割合を示していた。また、妊娠・出産と売春強要は、実数

は少ないものの未成年の方が成人よりも有意に高い割合を示した。

なお、未成年では平均して1人あたり 3.23 ± 2.09 、成人では平均して1人あたり 3.17 ± 2.12 の課題が把握されており、両者に違いは見られなかった。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「児童相談所」40.0%、「親族」37.1%、「警察関係」31.4%が多くなっていた。成人と比べて有意差が見られた支援者は、「児童相談所」「教育関係」「入所施設」の3項目であり、いずれも未成年の方が成人よりも有意に高い割合を示していた。なお、未成年では平均して1人あたり 2.09 ± 1.46 、成人では平均して1人あたり 2.03 ± 1.58 の支援者が把握されており、両者に違いは見られなかった。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が54.3%と多く、これは成人と同様であったが、未成年の場合は「児童相談所」が11.4%で、成人の4.1%よりも有意に高い割合を示した。また、「保健所・保健センター」5.7%も数は少ないが成人の場合よりも有意に高かった。逆に、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」は5.7%で、成人の22.5%よりも有意に少なかった。

⑤ 保護中の対応

「心理判定の実施」34.4%、「知能検査の実施」29.2%、「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」48.6%、などの心理的対応において、未成年の方が成人よりも有意にその割合が高くなっていた。

「離婚の法的手続きの開始」については、未成年は成人よりも有意にその割合が低かった。

⑥ 退所先

有意差はないが、未成年は都道府県外に退所する割合が低かった。

退所先の種別では、「婦人保護施設」と「実家等への帰郷」がそれぞれ19.4%と高く、次いで「帰宅（加害者あり）」が16.1%であった。特に「婦人保護施設」は成人と比べて有意に高くなっていた。成人の場合は「実家等への帰郷」20.8%のほかに、「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」14.6%、「母子生活支援施設」11.7%が多いが、未成年では「母子生活支援施設」の利用はまったくなかった。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

「親族」48.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」28.6%、「児童相談所」25.7%、「警察関係」22.9%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」22.9%、「医療機関」20.0%、「当該婦人相談所」17.1%が多くなっていた。成人との間で有意差が見られたのは「警察関係」のみで、成人の46.2%と比べて有意に低かった。支援者の数は、未成年では平均して1人あたり 2.49 ± 1.63 、成人では平均して1人あたり 2.95 ± 1.85 の支援者が把握されており、有意な差は見られなかった。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは21.4%であり、成人のケースが35.7%であるのに対してやや低い。有意差はなかった。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「親族」28.6%や「児童相談所」22.9%、「医療機関」14.3%が、それぞれ成人では15.5%、11.0%、3.8%であり、有意に高くなっていた。一方、「警察関係」25.7%や「市町村福祉主管課（児童家庭・母

子担当)」17.1%は、それぞれ成人では46.8%、36.7%であり、有意に低くなっていた。未成年では平均して1人あたり1.80±1.45、成人では平均して1人あたり1.87±1.25の機関・者に引き継がれており、有意な差は見られなかった。

(3) 妊婦

① ケースの概要

未回答を除くと、妊婦は4.7%であった。

国籍は、日本国籍が92.3%、外国籍が3人(7.7%)であった。

年齢は、20代が44.7%、30代が34.2%であった。妊婦でないケースと比べて、30代の比率は変わらないが、未成年と20代が有意に多く、それより高年齢者はまったくいなかった。

婚姻歴は、婚姻関係があるものが42.5%で、妊婦でないケースが59.1%であるのに対し有意に低くなっていた。同伴児を連れてきたものは42.5%で、妊婦でないケースが50.1%であるのに比べると若干少ないが有意差はなかった。

健康状態については、「服薬中」は妊婦でないケースの19.4%に対し2.5%と有意に低くなっていた。

学歴は、「中卒」が52.6%であり、妊婦でないケースの29.3%と比べて有意に高くなっていた。未成年者の割合が高いことが影響していると思われる。

一時保護直前の住所は、1人を除く97.3%が都道府県内であった。

② 保護の理由と保護の場所・期間

一時保護の理由は、「DV」が52.5%と最多であるが、これは妊婦でないケースの74.6%よりも有意に低く、「住居問題・帰住先なし」35.0%が妊婦でないケースの11.1%よりも有意に高くなっていた。(表3)。

一時保護の場所は、委託が3人(7.5%)であり、妊婦でないケースの13.1%と比べると少ないが有意な差ではなかった。

一時保護の期間は15.03±13.20日で、妊婦でないケースが14.80±13.28日であるのと比べると平均値は数日長いが統計的には有意な差は見られなかった。

表3 妊娠の有無と一時保護の理由

	妊婦	妊婦以外	合計
DV	21 (52.5%)	592 (74.6%)	613 (73.5%)
DV以外の暴力	2 (5.0%)	77 (9.7%)	79 (9.5%)
住居問題・帰住先なし	14 (35.0%)	88 (11.1%)	102 (12.2%)
その他	3 (7.5%)	37 (4.7%)	40 (4.8%)
合計	40 (100.0%)	794 (100.0%)	834 (100.0%)

③ 保護前の生活課題

40.0%が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があった。とくに「児童相談所一時保護の入所」15.0%や「児童福祉施設の入所」17.5%など児

童福祉施設の利用歴の割合が、妊婦でないケースと比べて有意に高くなっていました。

また 82.5%が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っていたが、1年以内に身体的暴力を受けた割合は 37.5%で、妊婦でないケースの 55.6%と比べると有意に低かった。

保護前の生活課題は、「保健医療関係_妊娠・出産」77.5%、「夫との関係_夫からの暴力」57.5%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」40.0%、「住宅_帰住先なし」40.0%、「経済関係_生活困窮」37.5%、「夫との関係_離婚問題」22.5%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」22.5%、「経済関係_借金・債務」22.5%が多かった。妊婦でないケースとの間に有意差が見られた項目は、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_妊娠・出産」「保健医療関係_精神的問題」「住宅_帰住先なし」「住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き」「性的問題_その他」「反社会勢力関係_本人・夫等が暴力・犯罪集団と関係あり」の9項目であり、このうち精神的問題を除く8項目で、妊婦の場合に有意に高い割合を示していた。

なお、妊婦では平均して1人あたり 4.75 ± 2.92 、妊婦でないケースでは平均して1人あたり 3.10 ± 2.04 の課題が把握されており、妊婦の方が有意に把握されている生活課題の項目数が多くなっていた。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「親族」42.5%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」35.0%、「警察関係」30.0%、「友人知人」27.5%が多くなっていた。有意差が見られた支援者は、「保健所・保健センター」「入所施設」の2項目であり、いずれも妊婦の方がそうでない群よりも有意に高い割合を示していた。なお、妊婦では平均して1人あたり 2.33 ± 2.03 、妊婦でないケースでは平均して1人あたり 2.01 ± 1.54 の支援者が把握されており、両者に違いは見られなかった。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が 35.0%と多く、これは妊婦でないケースの 47.2%と比べると若干低い有意な差ではなかった。妊婦の場合は「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」32.5%が、妊婦でないケースの 21.3%よりも若干高かったがこれも有意な差ではなかった。「保健所・保健センター」「医療機関」はそれぞれ1人（2.5%）と少なかった。

⑤ 保護中の対応

「心理判定の実施」31.6%、「知能検査の実施」21.4%の2項目において、妊婦でないケースがそれぞれ 16.9%、8.7%であるのに対し、有意にその割合が高くなっていた。法的対応に関する項目には有意差は見られなかった。

⑥ 退所先

有意差はないものの妊婦の方が都道府県内に退所する割合が若干高かった。

退所先の種別は、「実家等への帰郷」が 23.7%、「婦人保護施設」と「知人・友人宅」がそれぞれ 13.2%、「母子生活支援施設」「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」「帰宅（加害者あり）」がそれぞれ 10.5%であり、いずれも妊婦でないケースとの有意差は見られなかった。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

「親族」60.0%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」45.0%、「警察関係」35.0%、「医療機関」32.5%、「児童相談所」27.5%、「保健所・保健センター」27.5%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」27.5%、「友人・知人」25.0%、「当該婦人相談所」25.0%、「入所先施設」22.5%が多くなっていた。妊婦でないケースとの間で有意差が見られたのは「友人・知人」「当該婦人相談所」「保健所・保健センター」「医療機関」の項目で、妊婦でないケースがそれぞれ10.8%、13.9%、7.2%、12.9%であるのに比べて有意に高くなっていた。支援者の数は、妊婦では平均して1人あたり3.60±2.54、妊婦でないケースでは平均して1人あたり2.90±1.79の支援者が把握されており、有意な差はないものの妊婦の方が支援者の数は多くなっていた。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは31.4%であり、妊婦以外のケースとの有意差はなかった。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「警察関係」40.0%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」37.5%、「入所先施設」25.0%、「親族」22.5%、「保健所・保健センター」・「医療機関」がともに17.5%、「児童相談所」15.0%、「当該婦人相談所」12.5%が多くなっていた。有意差があった項目は「当該婦人相談所」「保健所・保健センター」「医療機関」「入所先施設」で、それぞれ妊婦でないケースと比べると有意に高くなっていた。妊婦では平均して1人あたり2.17±1.62、妊婦でないケースでは平均して1人あたり1.86±1.28の機関・者に引き継がれており、有意差は見られなかった。

(4) 同伴児あり

① ケースの概要

未回答を除くと、同伴児ありは49.8%であった。

国籍は、日本国籍が91.9%であった。

年齢は、20代が31.6%、30代が42.9%、40代が21.8%であった。同伴児のいないケースと比べて、40代の比率は変わらないが、未成年と50代、60歳以上が有意に少なかった。

婚姻歴は、婚姻関係があるものが74.3%で、同伴児がいないケースが43.3%であるのに比べて有意に高くなっていた。逆に内縁関係のあるものや配偶者がいないものの割合は同伴児がいないケースよりも有意に低くなっていた。

健康状態については、「精神障害者手帳の所持」が1.0%、「精神科通院・受診歴」が13.7%、「服薬中」が12.3%、「精神疾患・人格障害」が5.3%で、同伴児のいないケースがそれぞれ6.9%、21.2%、24.6%、9.3%であるのに対し有意に低かった。逆に、健康状態について特記がない(=健康である)人は59.8%であり、同伴児のいないケースでは42.2%であるのに比べて有意に高くなっていた。

学歴は、「中卒」が26.3%であり、同伴児がいないケースの34.2%と比べてやや低くなっていた。

一時保護直前の住所は、94.2%が都道府県内であった。

② 保護の理由と保護の場所・期間

一時保護の理由は、「DV」が 88.9%と最多であり、同伴児がいないケースの 58.0%よりも有意に高く、「DV以外の暴力」3.2%や「住居問題・帰住先なし」3.9%は同伴児がいないケースの 15.7%、20.5%よりも有意に低くなっていた。(表 4)。

一時保護の場所は、委託が 17.3%であり、同伴児がいないケースの 8.4%と比べると有意に高くなっていた。委託先の施設の種別には有意差はなかった。

一時保護の期間は 14.60±12.24 日で、同伴児がいないケースが 15.11±14.25 日であるのと比べて有意な差は見られなかった。

表 4 同伴児の有無と一時保護の理由

	同伴児あり	同伴児なし	合計
DV	361 (88.9%)	240 (58.0%)	601 (73.3%)
DV 以外の暴力	13 (3.2%)	65 (15.7%)	78 (9.5%)
住居問題・帰住先なし	16 (3.9%)	85 (20.5%)	101 (12.3%)
その他	16 (3.9%)	24 (5.8%)	40 (4.9%)
合計	406 (100.0%)	414 (100.0%)	820 (100.0%)

③ 保護前の生活課題

28.0%が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があった。同伴児がいないケースとの間で有意差が見られたのは「生活保護受給」11.3%と「児童相談所一時保護の入所」2.7%の 2 項目で、いずれも同伴児がいないケースよりもその割合が低かった。

また 94.0%が、保護前に暴力虐待被害を受けた経験があり、同伴児がいないケースでは 82.1%であるのに比べて有意に高くなっていた。とくに、1年以内の身体的暴力が 60.0%、1年以上前の身体的暴力が 47.2%、1年以内の精神的暴力が 51.1%、1年以上前の精神的暴力 38.1%、1年以内の性的暴力が 12.0%であり、同伴児がいないケースよりも有意に高くなっていた。

保護前の生活課題は、「夫との関係_夫からの暴力」84.6%、「夫との関係_離婚問題」35.7%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」29.6%、「経済関係_生活困窮」26.5%が多かった。同伴児がいないケースとの間に有意差が見られた課題は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「子どもとの関係_養育問題_育児困難」「子どもとの関係_子どもの障害あり」「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「経済関係_借金・債務」「保健医療関係_精神的問題」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の 14 項目であった。同伴児がいるケースの方が割合が高いのは、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「子

どもとの関係_養育問題_育児困難」「子どもとの関係_子どもの障害あり」「経済関係_借金・債務」の6項目であり、「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「保健医療関係_精神的問題」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「性的問題_売春強要」の8項目は同伴児がいないケースの方が割合が高かった。

なお、同伴児がいるケースでは平均して1人あたり3.40±2.20、同伴児がいないケースでは平均して1人あたり2.97±2.01の課題が把握されており、同伴児がいるケースの方が有意に把握されている生活課題の項目数が多くなっていた。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「親族」46.7%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」35.7%、「警察関係」30.6%、「友人知人」20.5%が多くなっていた。有意差が見られた支援者は、「親族」「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」「児童相談所」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「医療機関」「教育関係」「支援者なし」の8項目であり、同伴児がいるケースの方が「親族」「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」「児童相談所」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「教育関係」で有意に高く、一方、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「医療機関」および「支援者なし」で有意に低くなっていた。

なお、同伴児がいるケースでは平均して1人あたり2.21±1.58、同伴児がいないケースでは平均して1人あたり1.85±1.55の支援者が把握されていて、有意に差が見られた。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が42.2%で最多だが、同伴児なしが50.1%であるのと比べると有意に低かった。同伴児がいるケースでは、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」の28.2%が有意に高くなっていた。他に有意差があったものは、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」1.7%と、「県の保健福祉事務所」1.7%で、前者は同伴児がいないケースの6.9%よりも有意に低く、後者は同伴児がいないケースの0.2%よりも有意に高くなっていた。

⑤ 保護中の対応

「知能検査の実施」5.6%、「精神科受診」2.4%は、いずれも同伴児がいないケースが13.0%、6.7%であるのに対して有意にその割合が低くなっていた。また、「弁護士への相談」32.1%、「離婚の法的手続きの開始」27.1%、「保護命令申立て」27.2%という法的対応については、同伴児がいるケースの方がいないケースよりもそれぞれ有意にその割合が高くなっていた。

⑥ 退所先

都道府県外への退所が24.4%であり、同伴児がいないケースが16.7%であるのに比べて都道府県外に退所する率が有意に高くなっていた。

退所先の種別では、「実家等への帰郷」25.5%、「母子生活支援施設」23.7%が多くなっており、同伴児がいないケースよりも有意に高い割合であった。逆に、「婦人保護施設」1.8%、「その他の福祉施設」0%、「賃貸住宅等（生活保護での住宅

設定)」11.1%、「入院」1.3%は、同伴児がいないケースよりも有意に低くなっていた。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」59.8%、「親族」51.6%、「警察関係」49.2%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」24.8%、「児童相談所」24.1%、「入所先施設」20.2%が多くなっていた。同伴児がいないケースとの間で有意差が見られたのは「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「警察関係」「児童相談所」「保健所・保健センター」「教育関係」「法務関係」「入所先施設」「県の保健・福祉事務所」「医療機関」の項目で、「医療機関」以外は同伴児がいるケースの方が有意に高くなっていた。支援者の数は、同伴児がいるケースでは平均して1人あたり3.40±1.99、同伴児がいないケースでは平均して1人あたり2.49±1.56の支援者が把握されており、同伴児がいるケースの方が支援者の数は有意に多くなっていた。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは44.4%であり、同伴児がいないケースが27.7%であるのに対して有意に高くなっていた。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」49.9%、「警察関係」47.2%、「親族」16.1%、「児童相談所」16.4%、「入所先施設」14.0%が多くなっていた。有意差があった項目は「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「児童相談所」「教育関係」「法務関係」「入所先施設」「友人知人」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子と生活保護担当以外）」「医療機関」で、同伴児がいないケースと比べると、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「児童相談所」「教育関係」「法務関係」「入所先施設」は有意に高いが、「友人知人」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子と生活保護担当以外）」「医療機関」は有意に低くなっていた。同伴児がいるケースでは平均して1人あたり2.02±1.42、同伴児がいないケースでは平均して1人あたり1.74±1.14の機関・者に引き継がれており、有意差があった。

⑧ 同伴児の状況

同伴した子どもの人数は、1人が49.2%、2人が30.0%、3人が14.8%、4人以上が6.1%であった。

同伴児のうち、身体的虐待・暴力の被害を受けていたものが29.4%、ネグレクト被害を受けていたものが10.6%、精神的虐待を受けていたもの（面前DVやDVの目撃を含む）が54.7%、性的虐待を受けていたものが3.4%あった。

一時保護時に親子の分離入所を行ったのは3.6%、児童相談所に通告したのは11.6%であった。

同伴児に対する一時保護中の対応は、「心理判定の実施」が8.0%、「知能検査の実施」が4.0%、「精神科受診」が0.2%、「嘱託精神科医師への相談・診察」が0.7%、「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」が17.6%、「心理士・医師以外による相談対応」が10.1%で、いずれの対応もしていないものは74.9%であった。

(5) 単身者

① ケースの概要

未回答を除くと、単身者（内縁関係を含め現在配偶者がなく、同伴児も連れていないケース）は18.8%であった。

国籍は、日本国籍が94.9%、外国籍が8.1%であった。

年齢は、20代が24.0%、30代と40代がそれぞれ13.6%、50代が14.3%、60歳以上が18.8%であり、各年代に分散していた。単身以外のケースと比べて、未成年と60歳以上が有意に多く、30代と40代が有意に少なくなっていた。

健康状態については、「身体障害者手帳の所持」が3.8%、「療育手帳の所持」が5.1%、「精神障害者手帳の所持」が5.7%であり、「身体障害者手帳の所持」と「療育手帳の所持」は単身以外のケースより有意に高くなっていた。「精神科通院・受診歴」は21.0%、「服薬中」は20.4%といずれも2割を超えていたが、単身以外のケースと比べて有意に高いとは言えなかった。ただし、「精神疾患・人格障害疑い」の11.5%は、単身以外のケースと比べて有意に高くなっていた。また、「妊娠中」8.3%も単身以外のケースより有意に高くなっていた。一方で40.8%は健康状態に特に問題がなく、これは単身以外のケースよりも有意に低くなっていた。

学歴については、単身のケースとそれ以外のケースで有意な差は見られなかった。

一時保護直前の住所は、89.4%が都道府県内、10.6%が都道府県外であり、有意差はないものの単身以外のケースと比べてやや都道府県外の割合が高かった。

② 保護の理由と保護の場所・期間

一時保護の理由は、「住居問題・帰住先なし」38.1%、「DV以外の暴力」36.1%が有意に高く、逆に「DV」は16.8%しかなく、単身以外では「DV」が86.8%を占めるのと比べ有意に低くなっていた。（表5）。

一時保護の場所は、委託が5.7%であり、単身でないケースの14.4%と比べると有意に低くなっていた。委託先としての民間シェルターの利用はなかった。

一時保護の期間は16.70±15.18日で、単身でないケースが14.37±12.76日であるのと比べると有意に長くなっていた。

表5 単身・単身以外と一時保護の理由

	単身	単身以外	合計
DV	26 (16.8%)	580 (86.8%)	606 (73.6%)
DV以外の暴力	56 (36.1%)	21 (3.1%)	77 (9.4%)
住居問題・帰住先なし	59 (38.1%)	41 (6.1%)	100 (12.2%)
その他	14 (9.0%)	26 (3.9%)	40 (4.9%)
合計	155 (100.0%)	668 (100.0%)	823 (100.0%)

③ 保護前の生活課題

41.4%が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があり、単身

以外のケースに比べて有意にその割合が高くなっていた。有意差が見られたのは「児童福祉施設の入所」12.7%、「児童相談所一時保護の入所」12.1%、「その他」3.2%の3項目で、いずれも単身のケースの方がその割合が高くなっていた。

また67.5%が、保護前に暴力虐待被害の経験を持っていたが、これは単身以外のケースよりも有意に低かった。とくに、1年以内の身体的暴力、1年以上前の身体的暴力、1年以内の精神的暴力、1年以上前の精神的暴力の被害経験が、単身以外のケースよりも有意に低くなっていた。

保護前の生活課題は、「住宅_帰住先なし」39.5%、「経済関係_生活困窮」32.5%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」29.9%、「保健医療関係_精神的問題」20.4%が多かった。有意差が見られた課題は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「夫との関係_夫等のアルコール依存」「夫との関係_夫等の薬物依存」「子どもとの関係_養育問題_育児困難」「子どもとの関係_子どもの障害あり」「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「親族との関係_親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「その他の人間関係_近隣・知人とのトラブル」「経済関係_生活困窮」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き」「住宅_その他」「性的問題_売春強要」「性的問題_その他」「反社会勢力関係_その他」の22項目であった。このうち単身の方が割合が高いのは、夫との関係や子どもとの関係以外の課題であり、「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「親族との関係_親・子・夫等以外の親族からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「その他の人間関係_近隣・知人とのトラブル」「経済関係_生活困窮」「保健医療関係_その他」「住宅_帰住先なし」「住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き」「住宅_その他」「性的問題_売春強要」「性的問題_その他」「反社会勢力関係_その他」の15項目と多岐にわたっていた。

なお、単身者は平均して1人あたり3.06±2.10、単身以外のケースでは平均して1人あたり3.20±2.12の課題が把握されており、両者に有意差は見られなかった。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「親族」35.7%、「警察関係」23.6%が多くなっていた。有意差が見られた支援者は、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「医療機関」「入所施設」「その他」の4項目であり、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」は単身以外のケースと比べて有意に低く、「医療機関」「入所施設」「その他」では有意に高くなっていた。

なお、単身者は平均して1人あたり1.85±1.56、単身以外のケースでは平均して1人あたり2.06±1.56の支援者が把握されており、両者に有意差はなかった。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が47.2%、「市町村福祉主管課（児

童家庭・母子担当)」が 22.9%だが、いずれも単身でないケースとの間に有意差はなかった。有意差があったものは、「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」2.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子と生活保護担当以外）」2.4%、「保健所・保健センター」0.4%で、いずれも単身でないケースでも割合は多くはないのだが、「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」は高く、後の2者は低くなっていた。

⑤ 保護中の対応

「心理判定の実施」26.0%、「知能検査の実施」16.4%については、単身の方がそれ以外のケースよりも有意にその割合が高くなっていた。また、「弁護士への相談」「離婚の法的手続きの開始」「保護命令申立て」という法的対応については、単身以外のケースよりも有意にその割合が低くなっていた。

⑥ 退所先

有意差はないものの単身の方が都道府県内に退所する割合が若干高くなっていた。

退所先の種別では、「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」15.5%に次いで「婦人保護施設」12.8%が多くなっており、「婦人保護施設」の割合は単身以外のケースと比べて有意に高くなっていた。「障害福祉施設」「その他の福祉施設」がそれぞれ4.1%あり、割合は少ないが単身以外のケースと比べて有意に高くなっていた。一方、「実家等への帰郷」11.5%や「母子生活支援施設」0%への退所の割合は有意に低かった。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

「親族」38.2%、「警察関係」35.0%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」31.2%、「医療機関」21.0%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」19.1%、「当該婦人相談所」15.9%、「入所先施設」15.3%、「友人知人」13.4%が多くなっていた。単身以外のケースとの間で有意差が見られたのは「親族」「退所先の配偶者暴力相談支援センター（市）」「警察関係」「児童相談所」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「教育関係」「法務関係」「医療機関」「支援者なし」の項目で、「医療機関」と「支援者なし」は単身の方が有意に高く、それ以外は有意に低くなっていた。支援者の数は、単身者では平均して1人あたり2.41±1.60、単身以外のケースでは平均して1人あたり3.06±1.86の支援者が把握されており、単身の方が支援者の数は有意に少なくなっていた。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは24.3%であり、単身以外のケースが39.0%であるのに対して有意に低くなっていた。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「警察関係」31.8%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」22.9%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」19.1%、「親族」17.2%、「入所先施設」13.4%が多くなっていた。有意差があった項目は「警察関係」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子と生活保護担当以外）」「医療機関」で、単身以外のケースと比べると「警察関係」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」は有意に低く、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」

「市町村福祉主管課（児童家庭・母子と生活保護担当以外）」「医療機関」は有意に高くなっていた。単身者では平均して1人あたり1.65±1.23、単身以外のケースでは平均して1人あたり1.93±1.30の機関・者に引き継がれており、有意差があった。

2) 一時保護の理由の違いによる保護支援の特徴

ケースの一時保護の理由の違いに着目し、DV、DV以外の暴力、住居問題・居所なし・その他の4つに分けて保護支援の特徴を分析した。

(1) DV

① ケースの概要

理由の欄が無回答であったケースを除くと、DVを理由とするものは全体の73.5%を占めた。

国籍に有意差は見られなかった。

年齢は、20代が24.2%、30代が31.6%、40代が22.5%であり、20～40代で78.3%であった。未成年や60歳以上は有意に少なく、30代が有意に多くなっていた。

婚姻関係のあるものが70.8%、内縁関係にあるものが19.0%で、いずれもDV以外の理由で保護されたケースと比べて有意に高かった。ただし、離婚歴や前夫からの暴力を受けたものの割合は、DVを理由とするケースとそうでないケースで違いは見られなかった。

60.1%は同伴児があり、これはDV以外のケースが20.5%であるのと比べて有意に高くなっていた。

健康状態については、56.0%が特に問題がなく、これはDV以外の理由で保護されたケースよりも有意に高い割合であった。「療育手帳の所持」が1.6%、「精神障害者手帳の所持」が2.9%、「知的障害疑い」4.2%であり、そうでないケースが4.1%、5.9%、9.5%であるのに対して有意に低かった。また、「精神科通院・受診歴」は15.5%、「精神疾患・人格障害疑い」は5.4%で、DV以外の理由では22.2%と12.2%であり、いずれも有意に低くなっていた。「服薬中」17.1%については有意差はないが、DV以外の理由のものよりも若干少なかった。「妊娠中」3.4%もDV以外のケースより有意に低くなっていた。しかし、「依頼時の外傷・骨折打撲等」は11.9%であり、これはDV以外が4.1%であるのに比べて有意に高くなっていた。

学歴は、「高卒」が42.8%と最も多いが特に有意差はなかった。「短大卒」が6.7%あり、DV以外のものよりも有意に高くなっていた。

また、職業等があるものが33.3%で有意に多く、とくに「常勤」9.8%や「非常勤・パート・アルバイト」26.6%は、DV以外で保護されたケースよりも有意に高くなっていた。

一時保護直前の住所は、94.3%が都道府県内であり、DVを理由としないものよりもその割合は有意に高くなっていた。

② 保護の場所・期間

一時保護の場所は14.4%が委託先であり、DV以外のケースが7.2%であることと比べると、有意にその割合が高くなっていた。委託先は、母子生活支援施設が47.7%、民間シェルターが35.2%であり、母子生活支援施設への委託はDV以外と差がなかったが、民間シェルターの利用は有意に高くなっていた。逆に婦人保護施設は12.5%であり、DV以外のケースの委託が37.5%であるのに比べると有意に低かった。

一時保護の期間は、4～10日間で31.8%、11～20日が27.7%で、DVを理由としないケースよりも4～10日の割合が高く、11～20日の割合が低くなっていたが、平均すると14.51±13.18日で、DVを理由としないケースの15.65±13.67日と有意な差は見られなかった。

③ 保護前の生活課題

25.1%が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があったが、これはDV以外の理由で保護されたケースが41.2%であるのに対して有意に低かった。有意差が見られたのは「婦人保護施設・一時保護所入所」12.7%、「児童福祉施設の入所」4.2%、「児童相談所一時保護の入所」2.6%の3項目で、いずれもDV以外のケースよりもその割合が低かった。

97.4%は保護前に暴力虐待被害を受けた経験があり、DV以外のケースでは61.1%であるのに比べて有意に高くなっていた。内訳をみると、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力のいずれもがDV以外のケースよりも有意に高く、その時期も1年以上前の過去のものから1年以内のものまですべてにわたって有意に高かった。

保護前の生活課題は、「夫との関係_夫からの暴力」91.8%が突出しており、「夫との関係_離婚問題」は30.5%、「経済関係_生活困窮」22.5%、「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」が21.7%、「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」19.2%、「保健医療関係_精神的問題」15.2%が多かった。DV以外で保護されたケースと比べて有意に回答が多かった項目は、「夫との関係_離婚問題」「夫との関係_夫からの暴力」「夫との関係_夫から子どもへの虐待・暴力」「夫との関係_夫等のアルコール依存」「夫との関係_夫等の薬物依存」「保健医療関係_外傷」の6項目であり、夫との関係に関する課題および夫からの暴力に起因すると思われる課題に集中していた。逆に、DV以外で保護されたケースと比べて有意に回答が少なかった項目は、「子どもとの関係_子どもからの暴力」「親族との関係_親族からの支援の拒否・困難」「親族との関係_親からの暴力虐待」「親族との関係_親子・夫等以外の親族からの暴力虐待」「その他の人間関係_その他の者からの暴力」「その他の人間関係_男女関係の問題・こじれ」「経済関係_生活困窮」「経済関係_求職」「保健医療関係_妊娠・出産」「保健医療関係_精神的問題」「住宅_帰住先なし」「住宅_賃貸契約の問題・家賃滞納・立退き」「性的問題_性的問題行動」「性的問題_売春強要」の14項目であった。

なお、DVのケースでは平均して1人あたり3.17±2.12、DV以外のケースでは平均して1人あたり3.15±2.06の課題が把握されており、有意差はなかった。

④ 保護前の生活における支援者と一時保護実施直前の相談機関

「親族」45.0%、「警察関係」32.6%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」29.2%、「友人知人」20.9%が多くなっていた。DV以外のケースよりも有意に高かった支援者は、「親族」「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」「警察関係」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」であり、逆に低かったのは「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「医療機関」「入所施設」「支援者なし」であった。

なお、DVケースでは平均して1人あたり2.10±1.60、DV以外のケースでは平均して1人あたり1.84±1.47の支援者が把握されており、DVケースの方が有意に多かった。

一時保護実施直前の相談機関は「警察関係」が49.8%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」が22.0%で、「警察関係」はDVでないケースと比べて有意に高くなっていた。有意差があったものは、「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」2.8%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」2.6%、「保健所・保健センター」0.3%で、いずれもDVでないケースでも割合は多くはないのだが、「他の配偶者暴力相談支援センター（市）」は高く、後の2者は低くなっていた。

⑤ 保護中の対応

「心理判定の実施」15.3%、「知能検査の実施」6.6%、「精神科受診」3.3%は、いずれもDV以外のケースに比べて有意にその割合が低くなっていた。これ以外の心理ケアについては、DV以外のケースとの間に有意差は見られなかった。

「弁護士への相談」28.3%、「離婚の法的手続きの開始」22.6%、「保護命令申立て」25.7%という法的対応については、DV以外のケースよりも有意にその割合が高くなっていた。

⑥ 退所先

都道府県内への退所が77.6%、都道府県外が22.4%であり、DV以外のケースと比べて、都道府県内が有意に低く、都道府県外が有意に高くなっていた。

退所先の種別では、「実家等への帰郷」23.4%、「母子生活支援施設」14.7%が、DV以外のケースと比べて有意に高くなっていた。逆に、「婦人保護施設」「障害福祉施設」「生活保護施設」「その他の福祉施設」「入院」の割合は非常に低く、DV以外のケースとの間に有意差があった。

⑦ 退所時の支援者および婦人相談所が引き継いだ退所後の機関

「警察関係」51.2%、「親族」50.7%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」46.8%が高く、いずれもDV以外のケースよりも有意に高くなっていた。「市町村福祉主管課（生活保護担当）」24.8%は、DV以外のケースと比べて有意に低くなっていた。有意差はないが、「児童相談所」16.8%、「入所先施設」15.2%なども多くなっていた。他にDV以外のケースと比べて有意に高かったのは、「民生委員・主任児童委員」「退所先の配偶者暴力相談支援センター（市）」「市町村人権・男女主管課」「教育関係」「法務関係」「民間団体・民間シェルター」「県の保健福祉事務所」であった。逆に有意に低かったのは、「医療機関」「支援者なし」であった。支援者の数は、平均して1人あたり3.10±1.89、DV以外のケースでは平均して1人あたり2.50±1.62の支援者が把握されており、DVケースの方が支

援者の数は有意に多くなっていた。

退所以降の婦人相談員のかかわりがあるのは 38.7%であり、DV以外のケースが 28.4%であるのに対して有意に高くなっていた。

婦人相談所から直接引き継いだ機関・者は、「警察関係」51.4%、「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」40.5%、「親族」15.8%、「市町村福祉主管課（生活保護担当）」12.7%、「児童相談所」11.7%、「入所先施設」10.4%が多くなっていた。DV以外のケースと比べて有意に高かった項目は「警察関係」「市町村福祉主管課（児童家庭・母子担当）」「教育関係」「民間支援団体・民間シェルター」であり、有意に低かった項目は「友人知人」「市町村福祉主管課（生活保護担当）」「医療機関」であった。DVケースでは平均して 1 人あたり 1.92 ± 1.31 、DV以外のケースでは平均して 1 人あたり 1.77 ± 1.25 の機関・者に引き継がれており、有意差はなかった。

(2) DV以外の暴力

① ケースの概要

理由の欄が無回答であったケースを除くと、DV以外の暴力を理由とするものは全体の 9.5%を占めた。

外国籍は 0 人で、すべて日本国籍であった。

年齢は、60 歳以上が 28.2%と最も多く、次いで 20 代が 25.6%、40 代が 14.1%、30 代と 50 代がそれぞれ 11.5%、18~19 歳が 9.0%で、18 歳未満はいなかった。60 歳以上と 18~19 歳が有意に多く、30 代が有意に少なくなっていた。

婚姻関係のないものが 87.0%であり、この理由以外で保護されたものと比べて有意に高くなっていた。ただし、離婚歴や前夫からの暴力を受けたものの割合は、DV以外の暴力を理由とするケースとそうでないケースで違いは見られなかった。

同伴児を連れていたのは 16.7%であり、これ以外のケースが 53.0%であるのと比べて有意に低くなっていた。

健康状態については、46.8%が特に問題がなく対照群との間に有意差はなかった。しかし、「身体障害者手帳の所持」の 7.6%は、対照群に比べて有意に高くなっていた。

学歴は、「高卒」が 44.1%と最も多いが、これを含めて全体的に有意差はなかった。

また、職業等の有無にも有意差は見られなかった。

一時保護直前の住所は、97.4%が都道府県内であり、有意差はなかった。

② 保護の場所・期間

一時保護の場所は 11.4%が委託先で、有意差はなかった。

一時保護の期間は、2 日間までが 19.8%であり、対照群が 10.8%であるのに比べてやや高かったが、平均すると 15.37 ± 15.36 日で、DV以外の暴力を理由としないケースの 14.76 ± 13.10 日と有意な差は見られなかった。

③ 保護前の生活課題

39.2%が、過去に社会福祉施設に入所あるいは保護を利用した経験があり、対照